

幼保連携型認定こども園の設備・運営に関する基準及び認可等に係る合議制の機関の設置について

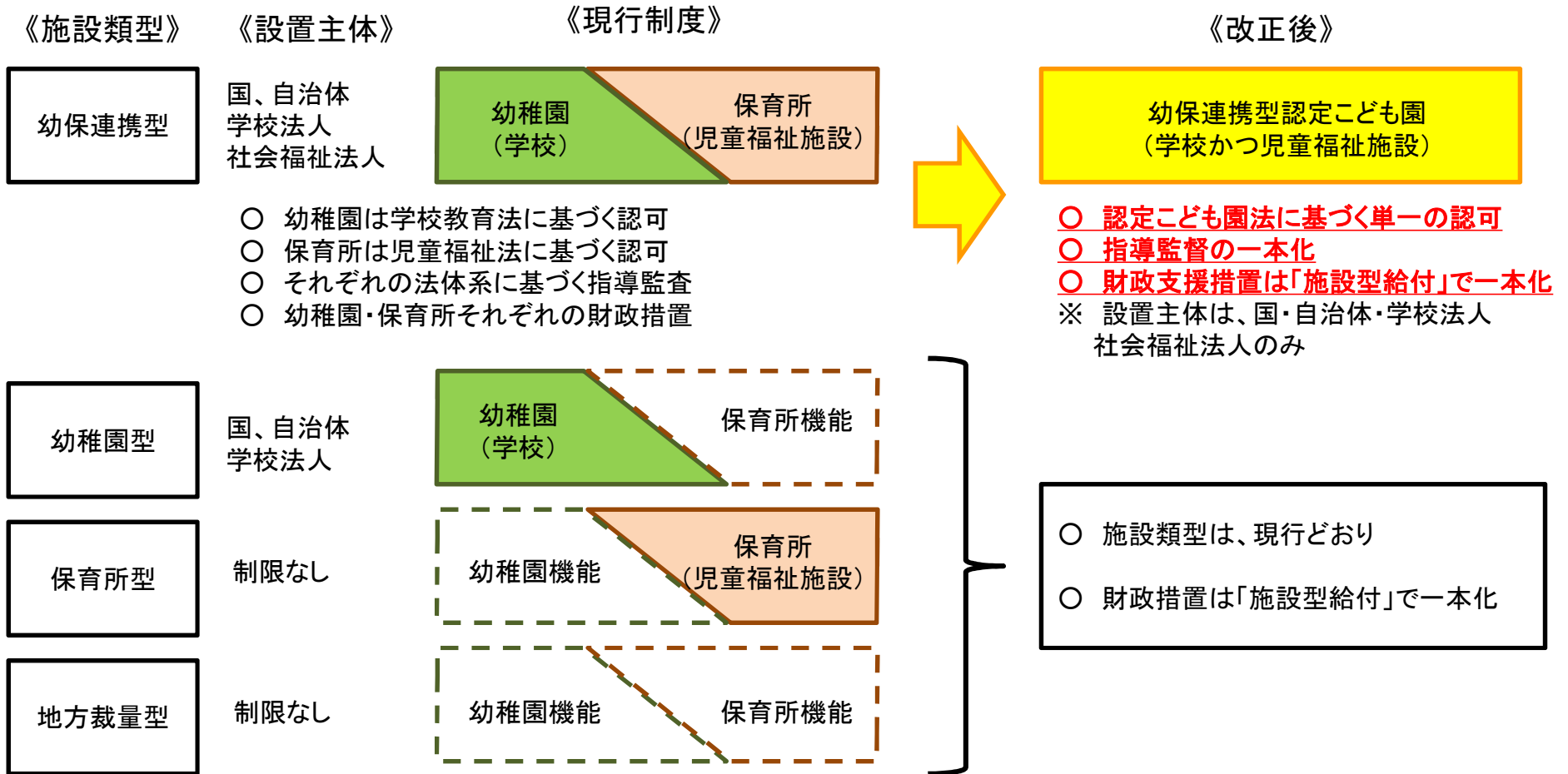
平成26年7月31日

宮崎県福祉保健部こども政策課

幼保連携型認定こども園の改善について

改正に係る背景

認定こども園は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に提供する施設であり、保護者の就労状況に関わらず利用することが可能であるが、保育と教育の縦割り行政のため、運営の事務手続きが煩雑である等の問題点を抱えている。



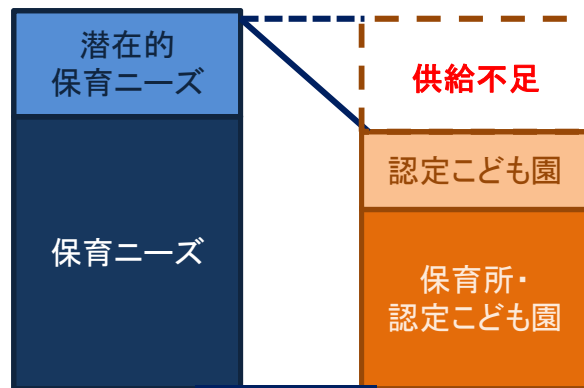
幼保連携型認定こども園の認可等に係る合議制の機関について

合議制の機関名	調査審議事項
子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)の策定に関する事項 ・県における子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な事項 以上の事項について、保護者や施設設置者、学識経験者などそれぞれの分野の専門家として、意見を述べる
幼保連携型認定こども園の認可等に係る合議制の機関	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可 ・ " の事業停止 ・ " の認可取消 以上の事項について、保護者や施設設置者、学識経験者などそれぞれの分野の専門家として意見を述べる

以下の理由から、幼保連携型認定こども園の認可等について、既存の「宮崎県子ども・子育て支援会議」の調査審議事項に追加することとしたい。

- ① 認定こども園の認可の判断材料となる教育・保育に係る需給状況を調査審議するため。
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園などの施設関係者の他、学識経験者、保護者の代表、労使関係者など、地域の子ども・子育ての実状を知る委員から構成されているため。

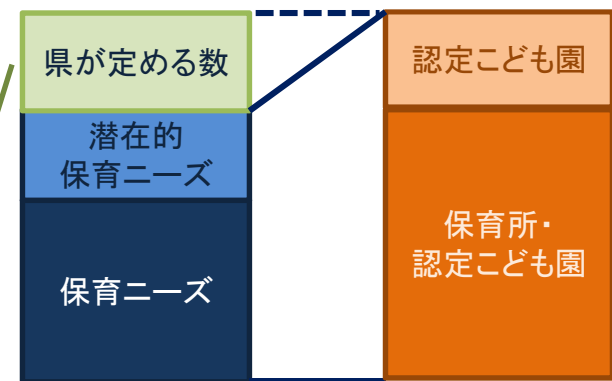
《認可のイメージ》
・通常パターン



量の見込み(需要) 確保方策(供給)

《認可のイメージ》
・認定こども園に係る特例

子ども子育て支援会議において議論



量の見込み(需要) 確保方策(供給)

幼保連携型認定こども園の認可について

基本的な考え方

- 欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則認可するものとする。
- その際、県は実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

認可基準要件

- 欠格事由に該当していないか。
 - ・ 申請者が福祉・教育・労働など関係法令に違反していないか。
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可取消を受け、間もないかどうか
- 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を満たしているか。
 - ・ 職員配置基準 ・ 面積基準 ・ 人権に関する事項 など
- 設置する区域における教育・保育の需給状況をみて、供給過剰でないか。
 - ・ 当該区域における教育・保育に係る需給関係を基に、供給過剰にないかどうか
 - ・ 需給のバランスが取れている地域でも、既存の施設からの移行の場合は、特例的に認可

認可までの手続きのイメージ

県は、幼保連携型認定こども園の認可、事業停止、認可の取消しを行うに当たっては、幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関に意見を求めなければならない。



幼保連携型認定こども園の設備・運営に関する基準

- 学校かつ児童福祉施設である「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」として、県及び宮崎市(中核市)において制定する。
- 既存の施設(幼稚園・保育所・認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備について、特例措置を講じる。

設置パターン別の基準(一部抜粋)

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級編成・職員配置基準 <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を1人配置 ・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1、1・2歳児6:1、乳児3:1 ○ 園長等の資格 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める(判断指針が示される予定) ○ 園舎・保育室等の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室1.65㎡/人など) ○ 園庭(屋外遊技場、運動場)の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は①と②の合計 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 ○ 食事の提供、調理室の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・提供範囲は保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断) ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】</p> <p>既存の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける</p> <p>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎面積 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準（1.98㎡、乳児室は1.65㎡／人など） ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ○ 園庭の設置・面積 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準（満2歳以上3.3㎡／人） ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増） ○ 園庭の設置・面積（代替地・屋上） <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定の要件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】</p>	<p>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員配置基準 <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、現行の認定こども園の配置基準（1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準）によることを認める（時限経過措置） ○ 設備基準 <ul style="list-style-type: none"> ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。（学級編成、運営などについては、新設と同じ基準）

【その他法律で規定されている経過措置】

- ・現行の幼保連携型認定こども園は、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる。
- ・施行前までに幼稚園を設置している学校法人以外の者は、その幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・保育教諭は幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有することが原則だが、施行後5年間に限り、いずれか一方しか有さない者も可。
- ・既設の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、引き続き幼稚園の名称を使用することが可。

幼保連携型認定こども園の認可等に係る合議制の機関の 開催スケジュールについて

